

新規制基準適合に係る保安規定の分割申請の考え方について

1. はじめに

本資料は、新規制基準適合に係る再処理施設／廃棄物管理施設保安規定の変更にあたり、事業変更許可申請書において運用により規則要求を満足させる事項（以下「要反映事項」という。）に対して、初回は工事等が必要な設備による対応を要しない運用について反映し、設備対応の目処が立った時点で、設備対応が必要な事項等を反映する反映する 2 段階の変更を計画していることから、それぞれ要反映事項の内容、反映時期およびその考え方を整理し、説明する資料である。

2. 分割申請の方針

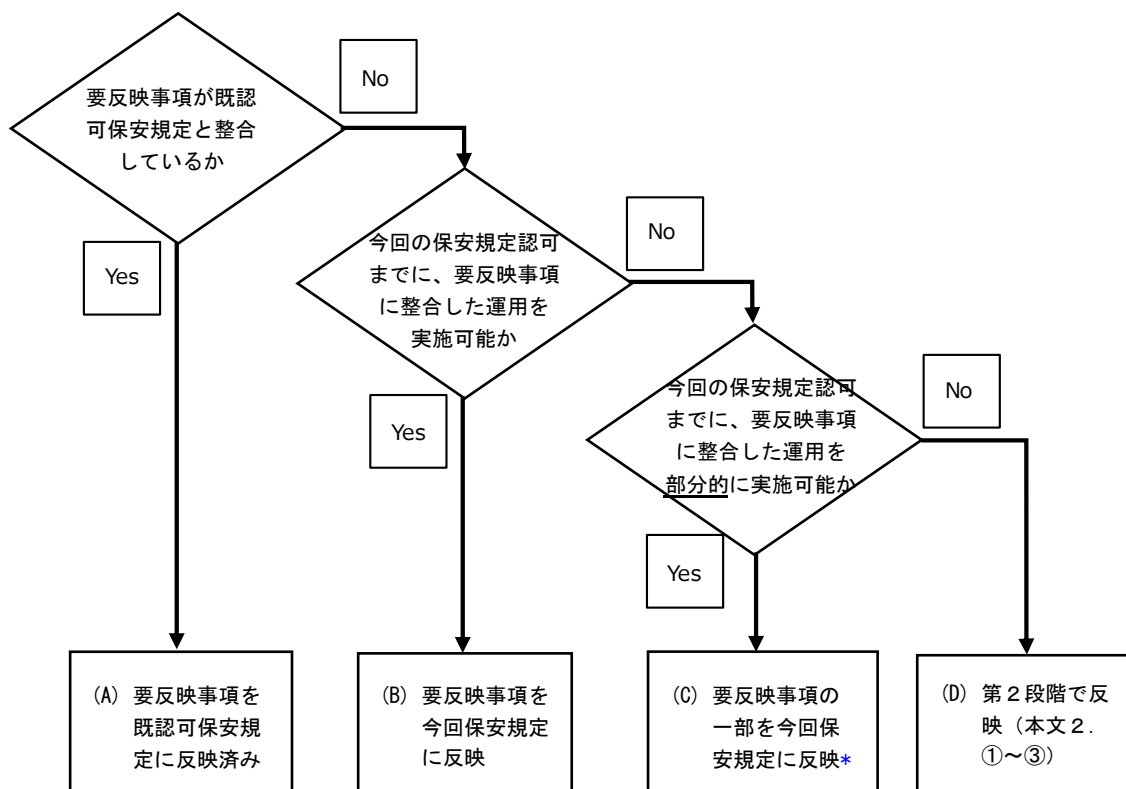
分割申請に当たっては、工事の状況、許認可の状況及び安全対策工事への影響を考慮し、要反映事項を仕分けした。初回の保安規定変更では、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）に依らず運用が決定できる事項および設工認の認可に基づき設置または配備する設備等を使用せず運用が可能な事項について反映する。この際、要反映事項ごとに整理し、一部の設備の未設置等により、事業変更許可の要求事項を完全に満足する措置を講じることができなくとも、部分的な実施により安全性向上に資する措置は初回申請で反映する。

その他の設工認を受けて運用が明確となるものなど以下に該当するものは、第 2 段階で反映する事項として整理した。

- ① 設計基準の一部や重大事故等に係る事項については、工事等が必要な設備による対応を要するため、設備対応等の目処が立った後に変更申請を行い反映する。
- ② 設工認を受けて明確となる措置に係る運用（火災区画の設定、自然現象等の影響評価の確認、設備の共用）については、設工認前に保安規定に定めて運用するのは適切ではないため、設工認後、第 2 段階での変更申請を行う。
- ③ 新規制基準に係る設備の設置に係る工事等の進捗に影響を及ぼす運用（竜巻対策に係る車両の退避等の運用）については、安全対策工事を早期に完遂させるため、第 2 段階での変更申請を行う。

なお、第 2 段階の申請時においては、新規制基準対応全体に係る許認可上の整合性を図るため、今回の変更申請で反映した事項においても、今後の設工認での審査を踏まえて反映が必要なものについては修正を行う。

また、第 2 段階の申請については、設工認申請の認可、工事等の進捗に応じて申請を行う予定であるが、再処理施設については、今後予定している第 2 低レベル廃棄物貯蔵建屋（以下、DB 建屋という。）の廃棄物管理施設との共用の関係から、第 2 段階で反映を予定している要反映事項のうち DB 建屋に関連する事項について、先行して保安規定変更認可申請を行う場合がある。



* 表1、表2では、要反映事項ごとに整理した措置のうち実施できない運用を(D)として整理

図1 初回保安規定反映事項の整理フロー

3. 要反映事項ごとの分割申請の考え方

要反映事項の概要、今回の申請で反映する事項と工事等が必要な設備による対応を要するため第2段階で申請する事項について、保安規定申請時に提示した参考資料「事業変更許可から保安規定への反映事項の整理」より表1、表2のとおり集約及び整理した。

表1、表2の考え方の欄には、保安規定の該当箇所/反映箇所、要反映事項の一部を反映するものはその妥当性、第2段階で反映するものはその理由等を記載する。

表 1 事業許可要求事項の保安規定への反映概要（再処理施設）

項目	要反映事項	反映時期	考え方
臨界	自主対策（可溶性中性子吸収材の配備）	(A)	第3章（再処理施設の操作）に基づく平常時の管理及び異常時の操作手順により管理する。
	自主対策（セル内カメラによる漏えい監視）	(A)	漏えい検知について保安規定に反映しており、第26条第1項に基づきそれに係る操作手順も配備している。 カメラを新規設置予定であるが、その運用については、手順書に定める。
	洞道搬送台車に対する臨界管理の適用	(D) ① [*]	今後設置予定の設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。 MOX加工施設使用開始後の運用であることから、今回申請に影響しない。

※：①～③は、本文2. の第2段階で反映する事項の分類を示す。（次頁以降、同じ。）

項目	要反映事項	反映時期	考え方
内部火災	火災防護計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備、一般的な可燃物の持ち込み管理）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 2 の 2 及び添付 1 へ規定する。</u> 下記の火災区域・火災区画に係る管理及び一部未設置の設備による対応は実施できないが、防火管理、消火活動、一般的な可燃物の持ち込み管理等、実施可能な運用を火災防護活動の計画として策定することを今回申請とした。
	火災区域・火災区画に係る運用（火災影響評価結果に基づく可燃物の持ち込み管理、設備変更時等の火災影響評価の再評価等）	(D) ②	設工認において火災区域・火災区画等を明確にすることから、次回以降に反映する。
	平常時の防火管理（一時的に集積・保管する雑個体の管理、火気作業の管理、化学物質の保管・管理、ただし下記水素漏えい検知時の対応を除く）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 2 の 2 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、整備する手順の 1 項目として下記水素漏えい検知時の対応を定める予定であるが、それを除いて実施可能な防火管理の運用を今回申請とした。
	水素漏えい検知時の対応	(D) ①	水素漏えい検知器は今後設置予定であることから、当該設備に係る運用は、次回以降に反映する。
	火災発生時の対処（火災発生現場の確認、通報連絡、初期消火を含む消火活動の実施、ただし下記自動消火設備、粉末消火器、サーモグラフィに係る運用を除く）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 2 の 2 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、消火活動の一手段として、下記消火設備による消火対応を定める予定であるが、下記消火設備は消火手段の一つであり、手動消火設備、二酸化炭素消火器等、既存の設備等を用いて実施可能な消火活動を今回申請とした。
	自動消火設備、粉末消火器、サーモグラフィに係る運用	(D) ①	自動消火設備、粉末消火器、サーモグラフィ等の今後設置予定の設備に係る運用は、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (外部火災)	火災防護計画の策定（体制の整備、 教育・訓練の実施、資機材の配備・ 管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 2 の 2 及び添付 1 へ 規定する。</u> 今後、整備する手順の 1 項目として下記 防火帯に係る運用を定める予定である が、それを除く防火管理、消火活動等、 実施可能な運用を火災防護活動の計画と して策定することを今回申請とした。
	防火帯に係る運用	(D) ①	今後設置予定の防火帯に係る運用である ことから、次回以降に反映する。
	平常時の防火管理（外部火災の評 価の再評価の手順の整備、敷地周 辺および敷地内の植生に関する定 期的な現場確認）	(B)	<u>保安規定第 29 条の 2 の 2 及び添付 1 へ 規定する。</u>
	火災発生時の対処（事前散水・消 火活動の実施、ばい煙・有毒ガス 発生時の対応）	(B)	<u>保安規定第 29 条の 2 の 2 及び添付 1 へ 規定する。</u>

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (火山)	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 4、第 29 条の 5 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、配備する資機材及び整備する手順の 1 項目として、下記降下火砕物用フィルタに係る運用を定めるとともに、その他関連する活動として、火山影響評価に係る新知見の収集・反映を定める予定であるが、それらを除いて実施可能な火山モニタリング、火山影響発生時の活動の計画策定を今回申請とした。
	火山モニタリングの実施	(B)	<u>保安規定第 29 条の 4 及び添付 1 へ規定する。</u>
	火山影響発生時の措置（換気設備の運転切り替え等、ただし下記自降下火砕物用フィルタの追加設置の運用を除く）の実施、除灰の実施	(C)	<u>保安規定第 29 条の 5 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、整備する手順の 1 項目として下記降下火砕物用フィルタの追加設置を定める予定であるが、それを除いて火山影響発生時の措置、除灰の実施等の実施可能な運用を今回申請とした。
	降下火砕物用フィルタの追加設置	(D) ①	降下火砕物確認時の降下火砕物用フィルタの追加設置は、今後配備予定の降下火砕物用フィルタに係る運用であることから、次回以降に反映する。
	火山影響評価に係る新知見の収集・反映	(D) ②	火山影響評価に係る新知見の収集・反映は、設工認における火山影響評価の措置確認後を対象とすることから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (竜巻)	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(D)	竜巻防護対策は下記竜巻防護設備に係る運用並びに車両の入構制限及び退避等であることから、次回以降に反映する。
	竜巻影響防護設備の維持管理等	(D) ①	今後設置予定の竜巻防護設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。
	車両の入構管理、竜巻警報発令時の車両の退避・固縛	(D) ③	竜巻警報発令時の車両退避に係る車両入構台数制限等が安全対策工事の早期完遂へ影響を及ぼすことから、竜巻対策に係る車両の退避等の運用については、次回以降に反映する。
外部衝撃 (地震)	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 6 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、その他関連する活動として、新たな波及的影響の観点の抽出を定める予定であるが、それらを除いて実施可能な地震発生時の活動の計画策定を今回申請とした。
	地震発生時の影響確認	(B)	<u>保安規定第 29 条の 6 及び添付 1 へ規定する。</u>
	波及的影響防止	(C)	<u>保安規定第 29 条の 6 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、その他関連する活動として、新たな波及的影響の観点の抽出を定める予定であるが、現時点の波及的影響防止の観点で日常管理において影響が生じないように維持する運用を今回申請とした。
	新たな波及的影響の観点の抽出	(D) ②	新たな波及的影響の観点の抽出は、設工認で明確にする耐震設計の波及的影響評価に基づき運用することから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (その他)	安全機能を有する施設が、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪により損傷した場合に安全機能を維持するための措置(代替設備による機能の確保、修理またはそれらの組み合わせ)の実施、屋外施設で凍結のおそれのあるものへの凍結防止対策(保温等)の実施、塩害防止のための受電開閉設備の碍子洗浄の実施	(A)	第74条(施設管理)に基づく点検・補修等、第26条(操作上の一般事項)第1項に基づく安全機能を維持するための措置にて管理する。
溢水	計画の策定(体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備)	(C)	<u>保安規定第29条の3及び添付1へ規定する。</u> 今後、整備する手順の一項目として溢水防護設備の運用及び溢水影響評価の床面積変更時の影響確認を定める予定であるが、下記配管の減肉管理、溢水検知及び現場確認後の対応等、実施可能な溢水防護の活動の計画策定を今回申請とした。
	配管の減肉管理、溢水発生後の排水	(B)	<u>保安規定第29条の3及び添付1へ規定する。</u>
	防水扉(水密扉)の閉運用、溢水防護設備の保守管理	(D) ①	今後設置予定の溢水防護設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。
	溢水影響評価の床面積変更時の影響確認	(D) ②	溢水影響評価の床面積変更時の影響確認は、設工認で明確にする溢水影響評価に基づき運用することから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
化学薬品漏えい	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第 29 条の 3 及び添付 1 へ規定する。</u> 今後、整備する手順の一項目として、化学薬品防護設備の運用及び化学薬品漏えい影響評価の床面積変更時の影響確認を定める予定であるが、下記配管の減肉管理、化学薬品漏えい検知及び現場確認後の対応等実施可能な化学薬品防護の活動の計画策定を今回申請とした。
	配管の減肉管理、漏えい後の化学薬品の回収	(B)	<u>保安規定第 29 条の 3 及び添付 1 へ規定する。</u>
	防水扉（水密扉）の閉運用等、化学薬品防護設備の保守管理、床面積変更時の化学薬品漏えい影響評価への影響確認	(D) ①	今後設置予定の化学薬品防護設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。
	化学薬品漏えい影響評価の床面積変更時の影響確認	(D) ②	化学薬品漏えい影響評価の床面積変更時の影響確認は、設工認で明確にする化学薬品漏えい影響評価に基づき運用することから、次回以降に反映する。
誤操作防止	現場に設置する機器・弁に対する系統等による色分けや銘板の取付け、安全系監視制御盤の操作器への誤操作防止カバーの設置	(B)	<u>第 26 条（操作上の一般事項）へ規定する。</u>
安全避難通路等	安全避難通路、避難用及び作業用照明の整備、可搬型照明の配備	(B)	<u>第 111 条の 3（安全避難通路等）へ規定する。</u>
安全上重要な施設の管理	安全上重要な施設以外の施設とした設備に対する安全上重要な施設と同等の信頼性の維持	(B)	<u>第 32（保安上特に管理を必要とするインターロック等）、別表 7 の 3、その他関連箇所を変更する。</u>

項目	要反映事項	反映時期	考え方
内部発生飛散物による損傷防止	通常運転時以外の保守等の作業において、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合、作業内容および保安上必要な措置を記載した計画書への内部発生飛散物の発生を防止するための措置の記載および計画に基づく作業の実施	(A)	第76条（作業管理）に基づき作成する作業計画で管理する。
施設間の共用	共用する施設において故障その他異常が発生した場合に、弁等の閉止による影響の局所化（六ヶ所保障措置分析所との共用、廃棄物管理施設との電気設備、一般蒸気設備の共用）	(A)	第3章（再処理施設の操作）に基づく平常時の管理及び異常時の操作手順により管理する。
	共用する施設において故障その他異常が発生した場合に、弁等の閉止による影響の局所化（MOX燃料加工施設との共用、廃棄物管理施設との消火水供給設備、通信連絡設備の共用）	(D) ②	設工認において施設間の共用範囲等を明確にすることから、次回以降に反映する。 共用（他施設からの波及影響防止）についての運用であり、再処理施設の運用は可能であることから、今回申請に影響しない。
使用済燃料貯蔵施設等	燃料貯蔵プールの容量3,000 t・U _{Pr} のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U _{Pr} 未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理	(B)	別表29へ規定する。
計測制御系統施設	安全上重要な施設以外の施設とした設備に対して、安全上重要な施設と同等の信頼性の維持	(B)	<u>第32（保安上特に管理を必要とするインターロック等）、別表7の3、その他関連箇所を変更する。</u>
制御室等	施設の状態の監視、外部火災等発生時の換気設備の切替による居住性確保	(A)	第3章（再処理施設の操作）に基づく平常時の管理及び異常時の操作手順により管理する。
	再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下および近隣工場等の火災等）および人為事象の屋外カメラ等による監視	(D) ①	今後設置予定の設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
廃棄施設	放出管理目標値は、使用済燃料の仕様のうち、冷却期間については、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年として設定	(B)	<u>別表39、別表42へ反映する。</u>
保管廃棄施設	第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系について、ドラム缶等を貯蔵する場合は、遮蔽設計および建屋の強度設計に影響がないように、表面線量当量率および質量を貯蔵前に管理	(A)	第83条（放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等）に基づき作成する品質マネジメント文書にて管理する。
放射線管理施設	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度および床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室およびその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示	(B)	<u>第101条（線量当量等の測定）へ規定する。</u>
監視設備	防火帯の外側に位置する環境モニタリング設備が外部火災により機能喪失した場合には、代替設備又は放射能観測車により、空間放射線量率および空気中の放射性物質の濃度を監視	(A)	第102条（放射線測定機器類の管理）に基づき管理する。
保安電源設備	1相開放発生時の対応、非常用ディーゼル発電機について7日以上連続運転できる燃料の保持	(B)	<u>第34条（非常用所内電源系統）へ規定する。</u>

項目	要反映事項	反映時期	考え方
通信連絡設備	通信連絡設備の操作に関する手順および異常時の対応に関する手順の整備（ただし下記設備に係る運用を除く）	(C)	第111条の2（通信連絡手順の整備）へ規定する。 今後、通信連絡手順に警報装置等の使用について定める予定であるが、それ以外の実施可能な通信連絡手順の整備を今回申請とした。
	警報装置（ブザー鳴動に係る装置）、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において中央制御室からの情報を把握する通信連絡設備	(D) ①	今後設置予定の設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。 警報装置については、保安規定の変更申請に記載しているため、保安規定の変更申請を補正する。
	原子力防災訓練等の定期的な実施	(A)	第123条（非常時訓練）に基づき訓練を実施する。
重大事故に至らない根拠となる運用	重大事故に至らない根拠となる運用（干ばつ・湖等の水位低下時の工程停止、補給水設備からの給水継続による燃料貯蔵プール等の水位維持等）、有効性評価の前提となる条件の維持	(A)	第3章（再処理施設の操作）に基づく平常時の管理及び異常時の操作手順等により管理する。
重大事故等対処設備の火災防護	火災防護計画の策定、資機材の配備、手順の策定（平常時の監視、消火等）、教育・訓練の実施	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等対処設備	以下の共通方針 重大事故等対処設備の配備（個数・機能の維持含む）、保管に関する措置の実施、安全上重要な施設以外の既設設備を重大事故等対処設備とする場合に当該設備が機能喪失した場合の対処の実施、環境条件として想定する事象が発生した場合の対処（除雪、除灰、事前散水等）、操作性の確保、試験・検査（維持管理）	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
臨界事故への対処	重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備、有効性評価条件の維持(可溶性中性子吸収材供給量等)	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、廃ガス貯留設備、臨界事故時水素掃気系等)に係る運用であることから、次回以降に反映する。
蒸発乾固への対処	重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備、有効性評価条件の維持(各機器への通水流量等)	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(代替安全冷却水系、代替換気設備)に係る運用であることから、次回以降に反映する。
水素爆発への対処	重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備、有効性評価条件の維持(水素掃気流量等)	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(代替安全圧縮空気系、セル導出設備)に係る運用であることから、次回以降に反映する。
TBP爆発への対処	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順の整備、成立性、アクセスルートの確保、有効性評価条件の維持(圧縮空気供給流量)	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(重大事故時供給停止回路、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備)に係る運用であることから、次回以降に反映する。
使用済燃料貯蔵プールの冷却	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備、有効性評価条件の維持(水温等)	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(代替注水設備、スプレー設備)に係る運用であることから、次回以降に反映する。
工場等外への放射性物質等の放出を抑制	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(水供給設備(貯水槽))に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等への対処に必要な水供給	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備(水供給設備(貯水槽))に係る運用であることから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
重大事故等 に対処する ための電源 設備	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備（代替電源設備（可搬型発電機）、代替所内電気設備（可搬型分電盤等））に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等 に対処する ための計装 設備	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備（可搬型重要計器、可搬型重要代替計器等）に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等 に対処する ための制御 室	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備（代替制御建屋中央制御室換気設備）に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等 に対処する ための監視 測定設備	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備（代替モニタリング設備）に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等 に対処する ための緊急 時対策所	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備（緊急時対策建屋）に係る運用であることから、次回以降に反映する。
重大事故等 に対処する ための通信 連絡設備	重大事故等対処設備の維持管理、第33条要求事項の個別展開、重大事故等への対処手順整備、手順の成立性、アクセスルートの確保、自主対策設備を用いた対処の手順整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備（可搬型通話装置、データ伝送設備等）に係る運用であることから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
技術的能力 (重大事故 共通)	計画の策定、復旧作業に用いる予備品の確保等、アクセスルートの確保、支援体制の整備、体制の整備 (実施組織・支援組織の整備、要員の確保等)、教育・訓練の実施、手順の整備、個別対策の対処の成立性 (時間、要員)	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備を用いた運用についての体制整備に係る事項であることから、次回以降に反映する。
技術的能力 (大規模損 壊)	計画の策定、手順の整備、体制の整備、事象への対処、教育・訓練の実施、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出された場合の対応、設備・資機材の配備、支援体制の整備	(D) ①	今後設置予定の重大事故等対処設備を用いた運用についての体制整備に係る事項であることから、次回以降に反映する。
関連事項	火災発生時、溢水発生時等の活動の体制の整備に係る計画の策定を職務として追加	(B)	<u>第17条(職務)へ規定する。</u>
	火災発生時、溢水発生時等の活動の体制の整備に係る計画を審議事項として追加	(B)	<u>第21条(再処理安全委員会の審議事項、構成等)へ規定する。</u>

表2 事業許可要求事項の保安規定への反映概要（廃棄物管理施設）

項目	要反映事項	反映時期	考え方
内部火災	火災防護計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第12条の3及び添付1へ規定する。</u> 下記の火災区域・火災区画に係る管理及び一部未設置の設備による対応は実施できないが、防火管理、消火活動、一般的な可燃物の持ち込み管理等、実施可能な運用を火災防護活動の計画として策定することを今回申請とした。
	火災区域・火災区画に係る運用（火災影響評価結果に基づく可燃物の持ち込み管理、設備変更時等の火災影響評価の再評価等）	(D) ②	設工認において火災区域・火災区画等を明確にすることから、次回以降に反映する。
	平常時の防火管理（一時的に集積・保管する雑個体の管理、火気作業の管理、化学物質の保管・管理、ただし下記水素漏えい検知時の対応を除く）	(C)	<u>保安規定第12条の3及び添付1へ規定する。</u> 今後、整備する手順の1項目として下記水素漏えい検知時の対応を定める予定であるが、それを除いて実施可能な防火管理の運用を今回申請とした。
	水素漏えい検知時の対応	(D) ①	水素漏えい検知器は今後設置予定であることから、当該設備に係る運用は、次回以降に反映する。
	火災発生時の対処（火災発生現場の確認、通報連絡、初期消火を含む消火活動の実施、ただし下記自動消火設備、粉末消火器に係る運用を除く）	(C)	<u>保安規定第12条の3へ規定する。</u> 今後、消火活動の一手段として、下記消火設備による消火対応を定める予定であるが、下記消火設備は消火手段の一つであり、手動消火設備、二酸化炭素消火器等、既存の設備等を用いて実施可能な消火活動を今回申請とした。
	自動消火設備、粉末消火器に係る運用	(D) ①	自動消火設備、粉末消火器等の今後設置予定の設備に係る運用は、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (外部火災)	火災防護計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第12条の3及び添付1へ規定する。</u> 今後、整備する手順の1項目として下記防火帯に係る運用を定める予定であるが、それを除く防火管理、消火活動等、実施可能な運用を火災防護活動の計画として策定することを今回申請とした。
	防火帯に係る運用	(D) ①	今後設置予定の防火帯に係る運用であることから、次回以降に反映する。
	平常時の防火管理（外部火災の評価の再評価の手順の整備、敷地周辺および敷地内の植生に関する定期的な現場確認）	(B)	<u>保安規定第12条の3及び添付1へ規定する。</u>
	火災発生時の対処（事前散水・消火活動の実施、ばい煙・有毒ガス発生時の対応）	(B)	<u>保安規定第12条の3及び添付1へ規定する。</u>
外部衝撃 (火山)	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第12条の4、第12条の5及び添付1へ規定する。</u> 今後、その他関連する活動として、火山影響評価に係る新知見の収集・反映を定める予定であるが、それを除いて実施可能な火山モニタリング、火山影響発生時の活動の計画策定を今回申請とした。
	火山モニタリングの実施	(B)	<u>保安規定第12条の4及び添付1へ規定する。</u>
	火山影響発生時の措置（換気設備の運転切り替え等）の実施、除灰の実施	(B)	<u>保安規定第12条の5及び添付1へ規定する。</u>
	火山影響評価に係る新知見の収集・反映	(D) ①	火山影響評価に係る新知見の収集・反映は、設工認において設計への火山影響評価を明確にすることから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (竜巻)	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(D)	竜巻警報発令時の車両退避に係る車両入構台数制限等が安全対策工事の早期完遂へ影響を及ぼすことから、竜巻対策に係る車両の退避等の運用については、次回以降に反映する。
	竜巻影響防護設備の維持管理等	(D) ①	今後設置予定の竜巻防護設備に係る運用は、次回以降に反映する。
	車両の入構管理、竜巻警報発令時の車両の退避・固縛	(D) ③	竜巻警報発令時の車両退避に係る車両入構台数制限等が安全対策工事を早期に完遂させ再処理施設全体を安全性の高い状態とすることへ影響を及ぼすことから、竜巻対策に係る車両の退避等の運用については、次回以降に反映する。
外部衝撃 (地震)	計画の策定（体制の整備、教育・訓練の実施、資機材の配備・管理、手順の整備）	(C)	<u>保安規定第12条の6及び添付1へ規定する。</u> 今後、その他関連する活動として、新たな波及的影響の観点の抽出を定める予定であるが、それらを除いて実施可能な地震発生時の活動の計画策定を今回申請とした。
	地震発生時の影響確認	(B)	<u>保安規定第12条の6及び添付1へ規定する。</u>
	波及的影響防止	(C)	<u>保安規定第12条の6及び添付1へ規定する。</u> 今後、その他関連する活動として、新たな波及的影響の観点の抽出を定める予定であるが、現時点の波及的影響防止の観点で日常管理において影響が生じないように維持する運用を今回申請とした。
	新たな波及的影響の観点の抽出	(D) ②	新たな波及的影響の観点の抽出は、設工認で明確にする耐震設計の波及的影響評価に基づき運用することから、次回以降に反映する。

項目	要反映事項	反映時期	考え方
外部衝撃 (その他)	安全機能を有する施設が、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪により損傷した場合に安全機能を維持するための措置(代替設備による機能の確保、修理またはそれらの組み合わせ)の実施、屋外施設で凍結のおそれのあるものへの凍結防止対策(保温等)の実施、塩害防止のための受電開閉設備の碍子洗浄の実施	(A)	第23条(施設管理)に基づく点検・補修等、第12条(操作上の一般事項)第1項に基づく安全機能を維持するための措置にて管理する。
放射線管理施設	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度および床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室およびその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示 廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度および量や、周辺監視区域境界付近における空間放射線量および空気中の放射性物質の濃度又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が安全に認識できる場所に表示	(B)	<u>第31条(放射性気体廃棄物)及び第41条(線量当量等の測定)へ規定する。</u>
予備電源	保守等により予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置の実施および手順の整備	(B)	<u>第25条(作業管理)へ規定する。</u>

項目	要反映事項	反映時期	考え方
通信連絡設備等	通信連絡設備の操作に関する手順および異常時の対応に関する手順の整備（ただし下記設備に係る運用を除く）	(C)	<u>第111条の2（通信連絡手順の整備）へ規定する。</u> 今後、通信連絡手順に警報装置の使用について定める予定であるが、それ以外の実施可能な通信連絡手順の整備を今回申請とした。
	警報装置（ブザー鳴動に係る装置）	(D) ①	今後設置予定の設備に係る運用であることから、次回以降に反映する。警報装置については、保安規定の変更申請に記載しているため、保安規定の変更申請を補正する。
	原子力防災訓練等の定期的な実施	(A)	第58条（非常時訓練）に基づき訓練を実施する。
	安全避難通路、避難用及び作業用照明の整備、可搬型照明の配備	(B)	<u>第49条の3（安全避難通路等）へ規定する。</u>
施設間の共用	共用する施設において故障その他異常が発生した場合に、弁等の閉止による影響の局所化（再処理施設との電気設備、一般蒸気設備の共用）	(A)	第3章（廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理）に基づく平常時の管理及び異常時の操作手順により管理する。
	共用する施設において故障その他異常が発生した場合に、弁等の閉止による影響の局所化（MOX燃料加工施設との共用、再処理施設との消火水供給設備、通信連絡設備の共用）	(D) ②	設工認において施設間の共用範囲等を明確にすることから、次回以降に反映する。 共用（他施設からの波及影響防止）についての運用であり、再処理施設の運用は可能であることから、今回申請に影響しない。
関連事項	内部火災、外部火災に対する活動を実施する防災管理部長等を追加	(A)	<u>第5条（職務）へ規定する。</u>
	火災発生時、火山影響等発生時等の活動の体制の整備に係る計画の策定を職務として追加	(A)	<u>第5条（職務）へ規定する。</u>
	火災発生時、火山影響等発生時等の活動の体制の整備に係る計画を審議事項として追加	(A)	<u>第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）へ規定する。</u>

以上